

1. 議事日程第4号

(平成19年第5回大口町議会定例会)

平成19年9月25日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 錠	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	会 計 室 会 計 管 理 者	前田 守文
教 育 部 長	鈴木 宗幸	こども課長	鈴木 一夫
保 育 長	稲垣 朝子	保険年金課長	吉田 治則
学校教育課長	江口 利光	学 校 教 育 課 主 幹 兼 派 遣 指 導 主 事	田中 将弘

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登 議会事務局長 佐 藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、9月21日の一般質問において、柘植議員の質問に答弁漏れがあったとの申し出がありましたので、発言を許可します。

健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

9月21日の一般質問におきまして、柘植議員より、退院計画の状況について御質問をいただきましたが、答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきます。

通称「退院時計画書」は、正式名称で「退院療養計画書・退院時リハビリテーション計画書」と呼ばれるもので、平成19年4月から作成が努力義務とされております。ただし、この計画の作成に対しては、入院期間が一月以上であるということと、退院後、在宅で生活を予定している患者であることが必要となってきます。計画は、退院後必要となる保険医療サービスや福祉サービス等に関する内容や療養上の留意点等が関係職種の協力のもと策定し、医師が患者への説明、指導を行うこととされております。

御質問にありました近隣市町の医療機関の退院時計画書の作成状況につきましては、すべての医療機関の状況等についてはわかりませんが、リハビリ期回復病棟や療養型病床群がある医療機関は、計画策定の要件に合えばすべての医療機関が作成をしております。一般病床の医療機関は、年齢、家族状況、退院後の療養の状況等を勘案して、必要な場合に作成をしております。

今後とも、退院時の家族等の不安の解消には、地域包括支援センターに御相談をいただければ、個々のケースに応じまして医療ソーシャルワーカーや医師等の関係者との連絡・連携をとり、退院時の御家族の不安解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（宇野昌康君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

21日の一般質問では、田中一成君まで終了しております。

吉 田 正 君

議長（宇野昌康君） 通告の順序に従い、次は吉田正君。

1番（吉田 正君） 皆さん、おはようございます。1番議員、吉田正でございます。

議長さんのお許しがありましたので、1回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、延長保育料を値下げせよという問題でございます。

4月から延長保育料は、随時利用の場合、1時間当たり5倍も値上げされ、子育て世帯に対する負担が大幅にふやされました。

第1の問題は、アンケートを昨年行いました。また、保育所運営委員会も4回開かれ、値上げになったという町長の6月議会での答弁がございました。私は、平成18年10月に行われた利用者アンケートの中身を手に入れておりますが、これを見ると、延長保育料を値上げするような結果は出ていないのであります。どうしてアンケート結果が値上げにつながったのか、教えてくださいたいと思います。また、保育所運営委員会では、値上げを提案されたのは一体どなたなのでありましょうか。

それから第2の問題ですが、酒井町長は、延長保育の料金については、国の子育ての重点施策である児童手当の意味合いを前向きにとらえ、3歳以上の児童に対しては月額5,000円を基準とし、緊急時や一時利用に関しては民間施設の利用料を参考にすると答弁していることでもあります。そもそも児童手当の意味合いとは何でしょうか、お答えいただきたいものであります。

私は、子育てのための費用の軽減、これが子育て世代の最大の願いがここに詰まっていると思いますが、いかがでしょうか。

第3の問題点として、酒井町長は、「町の財政に対する考え方をめぐっては、その前提に国の進める地方分権の考え方を踏まえる必要がある。本町の継続的な発展に向け、これから何が必要なのか真剣に考えていかなければなりません。そのために、今回の改正は、自助、互助の精神を御理解いただき、地域住民自身が自分たちの手で地域を守っていけるように意識を変えていくための意味合いも含んでおりますので御理解を」と答弁しておられることでもあります。

大口町を守るために延長保育料を値上げしたということでしょうか。地方自治法の精神からすると、住民の福祉の向上こそが最大の使命であります。大口町の豊かな財政力からすれば、住民に、しかも子育て世帯に負担の押しつけをやるまでもありません。大口町は豊かになるけれども、住民への負担がふやされ、生活が苦しくなるようでは、本末転倒だと私は思います。町長の見解を伺います。

第4の問題点として、町長は、「利用者数にあまり変化はないけれども、長時間保育園にいる子供の気持ちへの配慮や、利用する親に意識面で一定の変化が出てきている」とらえている」との答弁があります。これはどういう意味なのでありましょうか。長時間預けている保護者の声を聞いていますけれども、保育園に預けているからこそ、一緒にいるときは愛情をたっ

ぱり与えたいと言われる人がほとんどであります。ここでの真の問題は、子育て世帯に長時間労働が押しつけられていることこそが問題であって、親の意識の問題ではないと私は思いますが、町長の見解を伺います。

第2点目です。

子供の医療費助成制度を中学卒業まで拡大し、無料にせよの問題です。

現在の町の制度は、4歳未満児まで無料で、県の制度と同じです。4歳以上8歳未満児までについては、3分の2を町が助成をすることになっております。愛知県知事の公約は、小学校入学まで入・通院が無料、中学卒業まで入院が無料ということです。6月議会では、「県の制度に、少し上を見たような考え方で持っていきたい」という答弁が健康福祉部長さんからありました。また、「4,500万円あれば中学卒業まで無料にできる」との答弁もあったところがあります。県内の自治体の中では、既に中学卒業まで無料にしているところもありますし、豊田市のように、新たに中学卒業まで無料にする動きも報道されております。

少子化の中、子育て世代の暮らしの応援をする意味において、愛知県なども医療費の無料化や保育料の軽減などに積極的になってきております。私は、中学卒業までこの医療費を無料にしてほしいと考えておりますが、大口町はこれからどうするのか、お伺いしておきます。

3点目、西小学校の校門はいつできるのか。

1. 入学式や卒業式で、西小学校に校門がない、学校名の入ったプレートもない、こういうことが、こういう時期になると話題になります。これが特色ある学校ということなのかどうかわかりませんが、正門といえますか、校門の整備も進めていただきたいと思えます。

また2点目、運動場の東側に、高さ約4メートルほどのフェンスを設置していただきました。少年野球関係者は大変喜んでおりますが、どうも聞いてみると、野球だけではなくサッカーボールも民家に飛んでいっていること、これが後からわかってまいりました。ぜひフェンスをもう少し北へ延長していただくことも、ぜひ来年度の予算にのせていただき、御検討いただきたいが、いかがでしょうか。

それから3点目、西小学校のプールですが、昨年来、藻がわいて、子供たちから苦情の声を聞いております。昨年がひどかったので、ことしは先生方の努力もありましたが、先生方の努力だけでは対応できない状況だと思えます。ろ過器に至る配管や、ろ過器そのものが機能しているのか、疑いたくなります。ぜひ秋から春にかけて調査をし、修繕をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

4点目、国民健康保険に傷病手当制度など充実を。

1. 所得が年金以外の世帯に対して、その世帯主が入院した場合、入院4日目から傷病手当金を日額3,000円支払うとどのくらいの予算になるのか、明らかにしていただきたいと思いま

す。以前も同様の質問をさせていただきました。

国保には、傷病手当金はなじまないというのが従来からの答弁ですが、法律では、条例を整備すれば行えることになっております。国保だけに傷病手当制度がないというのは、法のもとでの平等に反するのではないかと思います。町長の考えを伺います。

2点目、18年度決算を見ると、不納欠損金が5,000万円を超える状況で、本当に払えない人がふえていることが見てとれると思います。職員に滞納整理ばかり押しつけても解決しません。払える保険税にすべきです。応益割である均等割や平等割が、平成6年度を境に値上がりし続けました。住民税が非課税になる人には法定減免などがあり、軽減されています。しかし、軽減される少し上の所得の人はたまったものではありません。だれもが滞納なんてしたくないものです。その世帯構成や収入などをかんがみ、減免の適用が受けられるようにしていただきたいが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 改めまして、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、吉田正議員の御質問にお答えをしてまいります。

延長保育料値下げと西小学校の校門、国民健康保険の傷病手当制度については、健康福祉部長、教育部長から回答をさせていただきます。

子供の医療費助成制度についてであります。

県内の製造業を中心とした関連産業の好景気や市場経済の回復とともに就労人口が増加し、子育てをしながら働く女性もふえてまいりました。子供を持つ夫婦が、子育てと仕事を両立させることは大変なことであります。しかし、欧米諸国では、女性の就労率の上昇に伴って出生率も向上している状況があります。これは、育児の社会化が進められているからであります。

御案内のとおり、このたび県が助成の大幅拡大の方針を打ち出したことで、子育てに対する県の方向性が明確となりました。本町の乳幼児医療制度について、子育て支援の一つとして平成18年4月から、愛知県の制度に上乘せする方法で行ってまいりました。その後も制度の充実に向け、再三検討してきております。子育て支援として、伸び伸びと健やかにはぐくむことは、子供の未来をつくるための何よりの基礎であります。そのため、県事業に上乘せして、医療費を入院・通院ともに中学校まで無料にしていきたいと考えております。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 議長さんのお許しをいただきましたので、吉田正議員の御質問にお答えをしてまいります。

初めに、延長保育料につきまして4点御質問をいただきました。

まず1点目の、平成18年度に行ったアンケート及び保育所運営委員会との関連についてであります。6月議会でも答弁いたしましたとおり、アンケートや保護者の方との意見交換会で、延長保育のあり方全般について、さまざまな御提案をいただきました。その結果、延長保育と通常保育との考え方について、あいまいにされてきたものをこの機会に整理した結果、改正に至ったものであります。また、保育所運営委員会におきましては、アンケートや保護者の方との意見交換会の結果を踏まえた上で、町当局より提案をさせていただきました。

次に2点目の、児童手当の意味合いについてですが、児童手当法第1条にありますように、児童手当は、次の時代の社会を担う児童の健全な育成、及び資質の向上に資することを目的に支給されるものであります。決してその用途を保育料に特化しているのではないことは言うまでもございません。しかし、健全な育成及び資質の向上の意味合いを広義にとらえた上で、児童手当の支給額を基準として延長保育料を設定したものであります。

次に3点目の問題についてですが、地方分権が進む現在において、本町が目指すべきは持続可能な分権型社会であります。第6次大口町総合計画における町の将来像を実現するための財政改革において、適正な受益と負担のあり方を検討するとあります。これは町全体の財政力とは違う視点で個々の事業について検討していくべきものと考えておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

最後に4点目の問題についてですが、本年4月以降の延長保育利用者数については、従来に比べましてもほぼ変化はありません。一方、利用される保護者の方の意識面の変化については、保護者の方の迎え時間にめり張りができ、以前はあいまいであった通常保育と延長保育の区別についての認識が深まったと感じております。

いずれにしても、少子高齢化が進む中、少子化対策は喫緊の課題であり、子育て支援については、本町としても積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

次に、国民健康保険に傷病手当制度などの充実について御質問をいただきました。

傷病手当制度は、国民健康保険法第58条第2項で規定する個々の任意給付事項で、行うことができる規定であることは、以前の御質問に対しましても何度も御回答申し上げ、承知もいたしております。市町村国保は、社会保険や他の保険に加入されていない方を対象に創設された皆保険事業であり、多種多様な職種の方が加入されていること、また社会保険のように傷病手当の基準となる保険料を算定する標準報酬月額を定めていないことなどの理由により、国保にはなじまない制度であるという考えは変わりありません。

また、御質問の所得が、年金以外の世帯主が仮にそれぞれ1年間に1ヵ月間入院した場合に、対象世帯が7月1日現在では930世帯でありますので、予算は7,500万円程度になるかと思ひ

ます。

続いて国保税についてであります。国民健康保険は社会保険の一つで、被保険者の拠出金、いわゆる税を主な財源として、病気、けがなどの場合、必要な給付を行うという相互扶助制度であります。その税額算定は、被保険者の担税力に応じ賦課されるものであることは御案内のとおりであります。滞納分につきましては、納税者の勝手、わがままにより、未納、さらには滞納となった事例が少なくありません。こうしたことから、減免適用を優先に考えるのではなく、世帯主を中心に、被保険者お一人おひとりが国民健康保険制度に対する正しい認識を持つという意識改革が必要であると考えます。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長さんのお許しをいただきましたので、吉田正議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西小学校について3点、施設整備等関連しておりますので、一括して回答をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、西小学校には、北側通用門はありますが、校門がありません。校名板もなく、入り口がわかりづらい状況となっております。せめて校名板ぐらい設置して、入り口をわかりやすくしてもらいたいという声もお聞きしますが、学校周辺の状況も考慮しながら、児童の安全を最優先に考え、具体的に門柱及び門扉の設置に向けて学校とも協議をし、進めてまいりたいと考えております。

次に、運動場東側の防球ネットの質問の件につきましては、今年度、統合中学校の整備の中で既存野球場の防球フェンスの支柱を転用し、経費節減、環境への配慮を図りながら、南から約60メートルを整備してまいりました。引き続き残りの支柱を転用し、東入り口までの約45メートルの延長を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後にプールの件であります。昨年度来、藻の発生により、子供たちの楽しみの一つであるプールが使用できなくなる事態があり、御迷惑をおかけしました。プールには、安全・安心に遊泳できるように水質基準が設けられており、毎日異なる気象条件の中、この基準を維持するために、日々学校の先生方に努力をいただいているところでございます。しかし、結果に結びつかず、残念に思います。

さて、プールに藻が発生する主な原因といたしましては、1．残留塩素濃度が基準値（0.4から1ppm）以下、2．プールの水温が25度C以上、3．プールの水のpHが7.6以上などが考えられます。

今後につきましては、学校薬剤師さんに御指導をいただくとともに、ろ過器の清掃を行いながら、適切な水質管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



以上で、吉田議員の答弁とさせていただきます。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) いろいろ御説明いただき、ありがとうございました。

実は私、議員になってこれで50回目の一般質問になりまして、本当に数えてみたらそういう回数だったものですから、少しでも前向きな御答弁がいただけるかなあと期待しておりましたけれども、私の期待に沿ったものもありまして、大変うれしく感じております。

そこでちょっと確認だけしておきたいんですが、子供の医療費の問題ですが、入院・通院を中学まで無料にするということは、中学卒業まで無料にするという意味合いでよろしいのでしょうか。中学までというと、中学入学するのか、卒業するのかという、そのニュアンスがちょっとよくわかりませんので、までというと、どちらを指すのか、ちょっとお教をいただきたい。これは確認の意味ですけれども。

それから、延長保育の問題なんですけれども、延長保育のあり方について考えてきた、それから子育ての医療の問題についても、子育てをしながら働く女性もふえ、そうした中で欧米では出生率がふえているという、そういう町長からの御答弁もあったんです。

実は私、映画を見たんです。マイケル・ムーア監督の映画で「シッコ」という映画なんです。これ変わった名前ですけど、「病気なやつ」という意味なんですけれども、ここフランスではどうなっているのかというと、子供さんが生まれると、生まれて半年間ぐらいだったと思うんですが、週に2回4時間ずつ、要するにヘルパーさんが来てくれるんですね。生まれた直後もそういった子育てに対する支援が、これは無料で当然得られるんです。そういうのも、実は健康保険の問題の映画だったんですけれども、この映画の中で、フランスのそうした子育ての状況なども実は紹介されていたんです。

子育てだけではなく、例えば大学の学費、これもフランスでは無料だそうですね。だから、要するに国が皆さんから集めた税金もどこに重点的に使うのかということがはっきりしているんですね、そういう意味では。当然病院も、病院の窓口でお医者さんに支払う会計というところがないんですね。フランスでも、それからカナダでも、それからキューバも紹介していましたが、ないんです。イギリスでは会計という窓口はありましたけれども、これは一定の低所得者の人に対して交通費をそこで支給する場所なんです。お金をもらうところじゃないんです。お金を払うところなんです、患者さんに。そういう会計の窓口があるそうです。そういうのもこの映画の中で実は紹介していたんです。

それは余談になるわけですがけれども、いずれにしても、本当に子育てを支援する、経済的にも支援するという意味では、この子供の医療費の無料制度も大変有意義なものでありますし、

保育園の保育料、殊に共働き、また片親の方もありますけれども、働かなければならない、そういう現実があるわけですので、私はこの延長保育についても、保育料についても、これは軽減すべきではないかなあと、子供の医療費と同様にね。県も育児の助成を進めているということ、せっかく町長さんもお認めになられたわけですので、この延長保育料についても、せめてもとの、もとは1時間当たり100円だったと思うんですが、ここに戻すべきではないかなあとありますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから、傷病手当金の問題ですけれども、前から問題になっているのは、多種多様な職種の人が国保には加入していることと、それから標準報酬月額の設定がないから傷病手当金制度というのはなじまないんだという答弁なんです。

ところが、法律ではちゃんと傷病手当金制度というのはつくってもよいというふうに書いてあるんです。これは条例に定めがあればつくれるんですね。実は私、今期から国保運営協議会の委員になって、「運営協議会委員のための国民健康保険必携」という本、これはいただきましたけれども、これを見させていただいても、条例で傷病手当金というのは定めることができると書いてあるんですよ。条例で定めるべきものだということが書いてあるんですよ、実は。これを読ませてもらって本当に参考になったわけですが、だから、標準報酬月額等の定めがないのであれば、定めをつくれればいいんですよ。だから、例えば食品国保とか建設国保では、そういう標準報酬月額は一応国保組合についてはあるんですけれども、しかし、1日当たり3,000円とか、そういう定額でこうしたものを定めておられると思うんです。同じ国民健康保険でも、そういう一定の業種の方々の集まりである国民健康保険組合の方では傷病手当制度はあって、自治体が行う国民健康保険には傷病手当制度がないんです。だから、これが問題なんです。

またさっきの映画に戻るんですが、「シッコ」という映画、これはフランスではどうかというと、退院するときにお医者さんと療養期間を、これから社会復帰するのにどのくらい療養したらいいだろうということで相談する場面があるんです。それで患者さんが、大体3ヵ月くらい療養させてもらえるとありがたいがなあということ、お医者さんが証明書を書いてくれて、要するに企業負担と国の負担でその3ヵ月間の療養の間の賃金を保障する、そういう制度もあるんだということがこの映画の中で紹介されていましたが、やはり本当に入院して療養しようと思ったら、一定の収入、生活が一定保障できるかできんかわからんにしても、最低限食べていくだけの保障というものがないことには、私は安心して入院できないと思うんです。

そういう意味でも、この傷病手当金というのは、つくるのかつくらんのかということは大きいと思うんです。ここにおられる皆さん方は入院4日目からちゃんとそういう療養で傷病手当金が出るわけですが、出ない人がいるんです。出ないから、何もそういう保障はないか

ら、だから体が悪くても無理して働き続けならんということになってしまうんですよ。

ですから、本当に軽いうちに医者にかかって、きちっと療養できるようにするためには、一定の、最低限ですよ、この傷病手当金3,000円とっているのは。こういうものが私は必要だと思います。もう一度御回答願います。

別に標準報酬月額の設定がないからなじまないなどという理由は、理由にならないんですよ。療養したときのことを考えてほしいんですよ、自分に置きかえてね。そのときにそういうものも何もないと、収入が入らなくなるわけですから、国保の人は特に。年金暮らしじゃない人はね。だから、本当にそこを真剣に考えていただきたい。なじまないというのは、それは本当に国保に入っている人に対して非常に失礼な回答じゃないかなあというふうに思いますよ。いかがですか。

それから、国保の減免制度なんですけれども、担税力に応じて賦課されることが原則なんだと。だから担税力に応じて賦課しているんだということなのかもしれませんが、しかし現実には、例えば国保に入っている人の給与の場合どうかというと、給与収入から給与所得控除をやって、それから基礎控除相当額と給与所得の特別控除をやるだけですよね。実際には扶養控除だとか、例えばその方に、事業をやっているにしろ何にしろ借金がある場合は、一切控除の対象になっていないんです。だから、これは私は問題だと思うんです。

担税力ということと言われるんだったら、本当にその方に担税力があるのかどうか、これを把握する必要があるんじゃないですか。借金があれば、当然その分借金に消えてしまうわけですので、その分担税力は落ちるはずなんです。しかし、今の国民健康保険制度は、残念ながら借金を収入から控除する、そういうふうになっていないんです。これは事業所得でも一緒なんです。事業所得で控除できるのは利子相当額だけなんです、たしか。これは税務課の人がお見えになればよくわかることだと思うんですが。元金の返済については、これは控除の対象にならないんですよ、収入から。これは私は問題だと思うんです。

だから、借金がある人については、きちっと借金を控除した上で、それで担税能力があるのかないのか、そういったことの把握を私はやるべきだと思うんです。そういうところが実は今の大口町の国民健康保険の減免制度の中には全く考慮されていない。

それからもう一つは、その担税力ということなんですけれども、もともと収入の低い人、例えば年収150万とか200万しかないような人、こういう人が今どんどんふえていっているわけですけれども、それで、減免の対象になるのは、前年と比べて3分の1以上収入が減った人、これが減免の対象になるということなんです。これは所得割だけが減免の対象になっていくわけですね。しかし、現実にはもともと収入が低いわけですので、その低い人に対して、同じように担税力を求めること自体が私は矛盾しているんじゃないかなあというふうに思うんです。

だから、そういう意味で、個々のその方の生活、家族構成、それから、同僚の田中議員も生活保護の件について質問されておられましたが、生活保護基準等々、そうしたものも加味しながら、やはり担税力というものを把握するのが、私はそれが正しい道ではないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。もう一度御答弁をお願いします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 再質問をいただきました。

まず子供の医療の関係ですけど、御確認ということでございますが、大口町の現在の、20年4月からでございますが、案といたしましては、入・通院ともに中学校卒業までというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、延長保育のあり方について、あるいは料金についての御質問でございますが、これにつきましては、18年度、議員から御質問にもありましたように、アンケートあるいは親御さん方との懇談会をたび重ねてきたと。

その内容は何であったかといいますと、この内容は土曜保育、あるいは保育園行事、保育園の運営、延長保育をテーマにアンケート調査を行い、その結果を踏まえて保護者の皆さんとの懇談会を開催し、その結果及び事務局の見直し案を保育所運営委員会に提案し、そこでの御意見をいただき、また運営委員会の結果を親御さんに還元するといった形で、18年度、協議を進めてまいりました。

その結果を19年度に反映したわけでございますが、そうした経過の中で、土曜日の延長保育につきましては、時間の延長の要望がございました。これまでの「午後2時まで」の延長保育をさらに延長ということで、「午後5時まで」に改正させていただく。さらには延長保育全般につきましては、基準の保育時間の8時間にあいまいな部分もございましたので、こうした見直しを行いました。8時間の基準保育時間につきましては、これまでの「午前8時から午後4時まで」というものを、保育士の勤務時間に合わせるといった形で「午前8時半から午後4時半まで」の基準保育時間に設定し、さらには、これまでのこの基準保育時間を挟んでの朝の延長保育時間につきましては、これまでの「午前7時30分から午前8時まで」のものを「午前7時30分から午前8時半まで」といたしました。さらに午後の延長保育につきましては、「午後5時から午後7時まで」であったものを「午後4時半から午後7時まで」とし、基準保育、延長保育それぞれについて、大変私どもとしましては時間のめり張りをつけることができたと考えております。

また、保育園が地域に根差した子育て支援の大きな役割を果たすという現在の社会情勢のもとで、アンケートあるいは懇談会を通してこうした形ができたことは、保護者の方々との一定の約束ができ、また、さらにはきずなも深まったものと考えております。延長保育を実施する

保育園においては、保育士が、対象となる子供さんの親御さんに、子供さんは私たちが責任を持って保育をいたしますから、どうぞ頑張ってくださいといった気持ちで対応する、さらには、親御さんはこれまで以上に一定の時間にはいち早く子供さんを迎えに来、スキンシップ、あるいはコミュニケーションを図っていただく。こうした保育士、親御さんがお互いに信頼できる関係が大変深まってきたという中で子育て支援の充実が一步進んだというように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、傷病手当の関係でございますが、議員御指摘の、議員もよく御存じのとおり、あくまで任意給付なんですね、傷病手当といえますのは。そうした中で、3,000円程度のものについては条例を整備すれば支給可能になるのではないかといった趣旨の御質問でございますが、国保につきましては、市町村国保と組合国保がございます。これにつきましては、市町村国保については条例で定める、あるいは組合については規約で定めるところで傷病手当金を支給することは「できる」規定に、今、法令上はなっております。

こうした扱いとしておりますのは、国保財政の現状もさることながら、国保の被保険者は主として自営業者とその家族が大半であるといったことから、被用者とは異なり、疾病に伴う収入減少の形態が多様であり、労務不能の観念が不明確だということで、理論的にも技術的にもこの給付を市町村が条例で定めるということが不可能であるということから、現在、私が調べた範囲内では、どこの市町村もこの傷病手当金の支給については行っていないという状況です。ただし、議員御指摘のとおり、組合国保につきましては、すべてではございませんが、一部の組合で傷病手当金が支給されておるといふ現状でございます。

次に、国保加入者の関係につきまして、担税力の観点での御質問をいただきました。

御質問の関係で、不納欠損処分というようなこともいただいておりますので、こうしたことについての考え方につきましても少し述べさせていただきたいと思います。

平成18年度には、今回、この9月議会におきまして決算が行われる中で、国民健康保険税の不納欠損処分を約5,330万ほど行ったという事実がございます。これは地方税法第18条の税の消滅時効でございますが、この規定により5年経過したものについて不納欠損処分をしたものでございます。

その内容につきましては、介護保険導入以前、平成9年から11年までの分と12年度及び13年度の転出先不明者及び亡くなられた方を対象に不納欠損をし、整理をいたしました。この不納欠損処分につきましては、毎年実施いたしておりますが、毎年毎年断腸の思いで実施をいたしておるといったのが実情でございます。

国民健康保険制度は、その課税につきましては、その担税力により課税いたしております。所得あるいは固定資産の多寡に応じ、一定の御負担をいただいているのが実情でございます。

さらに所得等の多い方に過度の負担とならないよう、医療分につきましては上限額が56万円、介護保険分につきましては9万円の課税限度額を設けており、こうした課税の仕組みも相互扶助の精神があると私は理解しております。

現在、本町においては、国民健康保険税の課税において、所得の低い方につきましては、法定減免としての7割、5割、2割軽減がございます。さらに申請減免といたしましては、災害あるいは所得の減収等がある世帯につきまして、国民健康保険税あるいは同施行規則によりまして、減免についての配慮をいたしておりますので、現在のところ、これ以上の減免制度を設けるといった考え方はございませんので、よろしくお願いたします。

以上で2回目の答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) ありがとうございます。

保育園の延長保育料の問題でありますけれども、延長保育のあり方、土曜保育のあり方、または基準保育時間のあり方などを検討してきた。そうした中で、検討してきた中身は私もよくわかるんですよ。というのは、御父兄の皆さん方にチラシを配ってみえますよね、アンケート結果について。2回ほど配られたんじゃないかなと思うんです。この中には、これを見ても何も、今の延長保育の中身の問題ですね、それから土曜保育の中身の問題、それから行事の問題、各園での特色ある取り組みについてであるとか、本当にどっちかというと保育内容についての取り組みについて今後どうしていくのかというようなことが、現実には話し合われてきたんだと思うんです。

ところが、その内容を取り決められる中で、一番最後の保育所運営委員会になると思うんですが、2月の保育所運営委員会で突如としてその延長保育料の値上げという提案がなされているんです。で、その議論は、その値上げに対してそう大した議論もなされた感じは、私は議事録を見させていただきましてけれども、あまり大した内容のこと、延長保育料のことについて話し合われたなというふうには私は思いませんでした。しかし、現実には御父兄の皆さん方に今まで以上に負担が押しつけられるという内容でありますので、非常に私は重要な内容であったなあというふうには感じております。

そういう意味でも、保育所運営委員会の議論の内容も、実は保育園の中身、何をやるのか、どういうことをやっていくのかということが中心で話し合われていたにもかかわらず、突如として延長保育料の値上げという提案があるんです。これは私は全く御父兄の方々に理解をいただいた上でこうしたものが決められたというふうにはとても思えないんです。むしろ延長保育について満足しているのか満足していないのか、そういうことで見ますと、現在延長保育を利

用されておられる方のおよそ6割は満足していると。これは利用料金についてもあわせて回答をしておられる内容なのですが、満足しているという内容なんです。

そのあと問題なのは、延長保育を専任の保育士に変更した場合、賛成か反対かという、そういう実はアンケートがありまして、専任の保育士に変更した場合の意見ということなんです。要するに専任の保育士を雇うということになれば、その分お金がかかるということだと思っんです。で、その場合の賛成か反対かということなんです。やっぱり7割ぐらいの人は賛成、条件つきだが賛成が7割を占めたというふうにこのアンケートの中にも書かれているんです。これをもって延長保育料を値上げしたということであるとすれば、私は非常に父兄の皆さん方の御意見を吸い上げたとはとても言えるような内容ではないというふうに思っんです。むしろ、その延長保育の内容を充実させるため、専任の保育士さんをそこへ配置するためにその財源が要る、だから延長保育料を値上げしましたというふうに御説明をするんだったらまだしも私はわかるわけですけども、しかし現実には、専任の保育士は配置されていないんですよ。

だから、そういう意味でも、この延長保育料の値上げというのは、御父兄の方々からすれば理解に苦しむ、非常に理解しにくい内容であったなあというふうに思います。ですから、5月二十何日やら、新聞でも「大幅に値上げ」なんていうふうに書かれるわけですけども、5月26日ですね、「延長保育料、最大4倍に」ということで中日新聞に出ていましたけれども、そういうことになるんです。これは、やはり保護者の方々の理解が得られていないものをこのまま続けるということは、非常に町にとってもその方がいいわけありませんので、むしろもとへ戻すという御決断をぜひしていただきたい、そのように思いますが、もう一度お伺いをおきます。

それから傷病手当金の問題ですが、いろいろる説明されたんですけど、町の考え方は何にも出てこなかったんです。やるかやらんかということなんです。これはぜひやった方がいいんですよ。標準報酬月額の設定がないとか、業種が多種多様だとか、そういうことじゃないんです。必要なですよ、傷病手当金という制度は。だから、皆さん方の社会保険には傷病手当金制度があるんですよ。じゃなかったらいいですよ、公務員の皆さん方に。公務員の皆さん方はまだいいですよ、病気で入院しておっても、会社の方から「首」なんていうことは言われませんか。民間会社だったらどうですか。長期に及ぶ場合だったら、本当に首になりかねないでしょう。

しかし、公務員の皆さん方にすら傷病手当金制度はある。それがなぜ国民健康保険にはないのか。これは私は問題だと思っんです。立場の弱い人ほど、やはり手厚く行政が、また国等も支援をする、これは当然のことだと私は思っんです。それがなぜ私は町としてできないのか、よくわからないんです。周りの市町村を見渡しても一カ所もございません。私もそれは存じ上

げているんですけれども、ないんです。ないからこそやってほしいんです。一つもないんですよ、自治体の国保では。これは本当に問題なんです。問題だからこそやってほしいんです。ぜひ検討してください。

それから、担税力に応じて賦課されることが原則だと言われた割には、私の説明が悪かったのかどうなのかわかりませんが、今の減免制度を変えることは考えていないということなんです、現実には商売をやってみえる人も当然借金をしてみえる方もおられると思いますし、サラリーマンの人でもそうだと思うんです。住宅ローンもあるしね。そういうものが、実は収入から差し引かれていないんです。それも私は問題だなあというふうに思うんです、この減免制度の中でもね。しかも、3分の1以上減収した場合にしか適用されていないという、これが私は問題だなあというふうに思うんです。収入が3分の1以上減収するということは、失業する以外にないんですよ、まずね。

大口町の町内の企業でも、いっとき大幅なリストラがあって、平成5年でしたか6年ぐらいだったと思うんですが、リストラがあって大変な状況があったと思うんですね。しかし、今は景気も好転をしているさなかでありますけれども、しかし、昨年11月のときに、私、保険年金課で調べていただいたら、町内に在住の方の滞納率、滞納世帯率というのかな、それをちょっと調べてもらった覚えがあるんですが、加入世帯の10%ぐらいが滞納している、そういう状況があるんですね。市外も含めると20%ぐらいになるわけですが、実際に町内におられる方の滞納率はというと1割程度あるという状況も現実にあるわけですので、ぜひここは本当に世帯世帯を見て、担税能力が本当にあるのかなのか、それを減免の基準にしていく、そういう姿勢が私は必要じゃないかなというふうに思うんです。これは1割がどんどんふえてくるようなことになっては本当にかんわけですが、しかし今は不安定な雇用、請負だとか派遣だとか、社会保険に入れない人も今どんどんあって、国保の加入者の中にも給与所得の人も今どんどんふえていっているんじゃないですか、現実の話は。事業所得者よりも。だから社会保険がない、そういう給与所得者も今どんどんふえていますので、そういう中で担税能力ということをするならば、それに合わせて減免制度を、現実に合う減免制度にしていきたいと思います。ぜひそれもよろしくお願いします。

それから、あとプールのことを僕言い忘れましたが、プールの藻の発生ですけれども、これから学校薬剤師の方々にも相談するというお話なんです、西小学校のプールは水道水を使っていると思うんですね。あとの小学校は多分地下水じゃないかなあ、違いますかね。ちょっとよく私も把握していないものでいかんですが、その差も私は大きいと思うんですね。水道水ということになると、当然水道料金にはね返ってくるものですから、少しでも節水したいという意識も当然生まれてくる。これは当然のことだと思うんですが、しかし、藻が発



生しちゃ本当にいかなのですね。そういう意味においても、水の循環だけではなく、新しい水も常に入れる、そういうことも必要ですし、そういうことが大切なんですね、実はね。

それとあわせて、今、プールでヤゴの救出作戦というのを毎年プール開きの前にやっておられますけれども、要するにプールが終わった後、水はそのままの状態にしてあるわけですが、しかし、こういう西小学校のプールの特性からすると、きちっと清掃をする、配管も含めて、そういうことが必要なんじゃないかなあということをおもうんですね。確かにヤゴというか、そういう自然環境の問題も大切なことなんですけれども、しかしプールで、夏休みも開放されていますけれども、みんな楽しんでプールには行っているわけですので、それがちょっと阻害されるようなことがあってはいけませんので、ヤゴの救出作戦というのを毎年やっているけれども、それも含めて今後どうするのか、一度検討をしていただきたいなというふうに思います。今は別に、学校とも相談されると思いますので、もし今回答できなければ回答せんでもいいわけですが、ぜひよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 延長保育料あるいは傷病手当制度、さらには国保の減免といったことで、3回目の御質問をいただきました。

延長保育料につきましては、満足している方が非常に多いという中で、なぜこうした延長保育料の引き上げにつながったかといった御質問でございますが、昨年度、いろいろと保護者の方からの懇談会等、あるいはアンケートによりまして、明らかになってきたというのが1点ございます。それにつきましては土曜保育ですね。土曜保育が月額保育料の中に含まれているということをお存じない親御さんが多々見えたということで、そういう方からは、自分の子供は土曜保育を利用していない、にもかかわらず、ある方は土曜保育を利用した上に延長保育も求めてみえるといった矛盾をつかれるような御質問もいただいております。

さらには、先ほどアンケートを引用しての中で、「どちらともいえない」とか「満足していない」という方も合わせますと約4割ぐらいの方がございました。こうした御意見等もつづさに私ども分析する中で、これからの延長保育のあり方を検討するという中で、一つには、これは人の関係でございますが、これまで保育園における昼の休憩時間が1時間、完全に町役場の職員と同じような形態でとれるという実態はなかったんですが、今年度からは臨時保育士を充足していただく中で、各保育士が1時間の休憩時間をとると。これがまずは自分たちの体力を温存して延長保育に取り組めるかなというような形に変わってきておるというふうに考えます。

今後、延長保育につきましても、中身の充実という観点で、先ほど専任の保育士ということがございましたが、それもそうかもしれませんが、さらには少子化対策というような観点で、この延長保育料のあり方を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

次に、傷病手当制度を設けていただきたいというような御質問であったかと思えます。

あくまで国保の傷病手当制度については任意給付でございます。そうした中で、個々の方が各種医療制度を御利用になってみえます。例えば健康保険、あるいは政府管掌健保、あるいは我々のような共済組合、全部で今8種類ぐらいございますかね、こうした各種医療保険制度がございますが、国保に加入されてみえる方につきましては、国保のその制度を十分熟知して、そうした中で自主・自立の精神での対応をとっていただくことが肝要かと考えております。

その次に国保税の減免でございますが、例えば恒常的な減収者という方がどれほどあるかにつきましては、私どもちょっとデータの的に把握しておりませんが、だれも働きたくないという考えは多分ないと思います。就労の義務、あるいは就労の権利がございますので、就労されてもそれが所得として、収入として大幅に落ち込んだということを考え、現在の大口町の国民健康保険税条例施行規則、この中で減免規定を設けておりますので、今後もこの考え方につきましては、変えるということにはございませんので、御理解を賜りたいと思います。

なお、国保加入者につきましてはそれぞれのライフスタイル、ライフプランというものがございまして、そういったものにつきましても、日ごろの生活の中で見直しをしていただくと。所得が減収すれば、だれもがそうでございますが、今まで刺身を食べていたものを野菜に変えるとか、そういったことも少しは必要ではないかなと思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 学校のプールの関係で御心配をおかけしております。

プールにつきましては、冬季では、付近の方の防火水槽という形で準備をさせていただいておりますので、水を落とすわけにはいきません。そんな状況がございますので、またプール再開のときには薬剤師さんの御指導もいただきながら、また水温につきましては、西小学校は水道水でございますので、水道水を徐々に入れながら、水温を下げるような状況で御指導も仰ぎながら、適切な水質管理ができるように努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### 散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでした。

（午前10時35分）